

開催日時	平成27年9月25日(金) 午後6時30分～午後8時30分
開催場所	尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホールA室
出席委員	勝木委員、瀧川委員、橋本委員、伊藤委員、大堀委員、杉原委員、高谷委員、徳田委員、森本委員、山田委員、後藤委員、迫委員
議題	(1) 新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格(案)について (2) その他
資料	・資料1 第3回計画策定部会での意見整理 ・資料2 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(骨格案)について ・参考資料1 後期計画の現状と課題の抽出について ・参考資料2 アンケート調査結果

開会

配付資料の確認

1 新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格(案)について

小野市いじめ等防止条例に基づき、説明

(部会長)

前回の会議の中でいじめというワードが少し出ましたので、このようなものを用意していただきました。

この件について、何かご質問とかコメントがありますか。直接今回の議題とは関係はないのですが、他都市の事例で挙げさせていただきました。

それでは、まず本日の議題、1つに入りたいと思います。

新たな尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の骨格(案)についてというのは、今回のメインの議題でございます。前回は大変活発なご意見をたくさんいただきまして時間をかなりかけました。その前回の議論内容の振り返りですが、資料1として整理しております。では、事務局から説明をお願いいたします。

資料1に基づき、説明

(部会長)

はい、ありがとうございました。

前回までに出た意見を6つのカテゴリーに分けて整理をしていただきました。皆様のご意見がここに入っているわけですが、この件に関して、何かご質問とかご意見とかがありますか。

それでは、今回は青少年施策に関してさらに議論を深めていきたいと思っています。青少年健全育成の観点から、居場所づくり、地域活動、社会参加、非行と防止などの項目につきまして、皆様方の専門的な見地とか、あるいは生活していらっしゃる市民の目線というところで、これまでのご経験などからご議論いただきたいと思います。

前回そこまで深く入れなかったところもありました。乳幼児期については、かなり深く議論しましたので、その後の続きと考えていただいたら結構です。まず、青少年の居場所づくりとい

うあたりで前回も少し資料が出ていましたけれども、何かお気づきのところとかありますでしょうか。

前回、お休みでしたが、青少年問題に関する他の会議でかかわっておられると思います。何かご意見をいただけますか。

(委員)

青少年に関していいますと、資料1の一番下なんですが、中学生の自尊感情に関する記述があります。最近行われた調査によると、小学校の4年生、5年生ぐらいで全般的に自尊感情が落ち込むそうです。もちろん高いままの子もいますが、かなりの子どもが自尊感情を下げている。かつては、青年期になって自分の職業とかが見えてくると、ある程度自尊心が回復していく傾向があったんですが、現在は、高校2年生ぐらいまでしか追跡調査ができていないものの、少なくとも高校2年生まで落ち込んだ子どもはずっと落ち込んだままだということが分かっています。もし自尊感情のことで居場所ということを絡めるのなら、小学校の中学年ぐらいから何か対策をとったほうがいいのかもしれない。

(部会長)

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問でも何でも結構です。

(委員)

多分、前回のときは、小学校まではケアがある程度できており、カウンセラーなどが小学校に配置されているけれども、中学生になった途端に手薄になるという話があったように思います。中学校ではカウンセラーの方は回られているのでしょうか。あの方たちをもっと増やすというのはなかなか難しいのでしょうか。

(委員)

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと別々にですね。

(部会長)

スクールカウンセラーは小学校に配属されているカウンセラーで、スクールソーシャルワーカーはもちろん小学校へも行くけれども、福祉の分野の人材であり、学校教育の分野ではないというところですね。貧困や虐待といったケースへの対応です。

(委員)

はい。スクールカウンセラーは全校配置は中学校ですね。小学校にも巡回はあります。

(委員)

何曜日とか月に何回とかという感じですか。

(委員)

そうですね。

(部会長)

その人たちが十分にいらっしゃるわけではないということなんですね、現在。

(委員)

多分、困ったなとか、何かこう言いたいことがあってもやもやするけど、誰に言ったらいいのかなと思う子たちは、自分の気持ちがもやもやしたときに、ぱっと思い立ったタイミングで話しに行きたいんだと思うので、やっぱり人数が要るのかなと、常に先生がいるというのが望ましいのかなと思います。

(部会長)

スクールカウンセラーのほうですか。

(委員)

そうですね。

(事務局)

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配備状況につきましてご説明申し上げます。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒のいじめや暴力行為、不登校、問題行動に対応するため県費負担で配置されておりまして、小学校は全42校中12校の拠点配備となっております。中学校につきましては全19校中19校、全校配置となっております。原則週1回、1日6時間で配置します。

スクールソーシャルワーカーにつきましては現在6人です。小学校2校、中学校4校に週1日はその学校に配置されておりまして、また別の学校から派遣要請があればまたその学校に行くという形の配置となっております。

(委員)

なかなか相談するのが難しいのかなと思うんですけど、小野市のような相談窓口、何か電話相談や学校現場の相談場所でもいいですし、そういった窓口というのはありますか。

(事務局)

教育相談というものがございます。4歳から18歳の子どもに関する相談を受け付けています。面接相談として、保護者からの申し込みの上、来所してもらって相談を受けており、もう一つは電話相談として担当が相談に応じている状況でございます。

(委員)

それは子どもでも電話をかけられるようなものですか。

(事務局)

誰でも相談できるように年度当初に各家庭にチラシを配付して、子どもたちの目に入るようにということで保護者にも周知しています。実際に子どもたちがどこまで見ているかまでは分かりません。

(委員)

実際に電話がかかってくることはあまりないのでしょうか。

(部会長)

年間の子どもの相談件数はどれくらいですか。子どもからと保護者からと両方教えていただけますか。

(事務局)

面接相談については昨年度で延べ3,252件です。それから電話相談が昨年度で延べ1,883件です。

(部会長)

1,883件は子どもからの電話相談ですか。

(事務局)

いや、全てですね。電話の相談者に関しては、昨年度では小学生が41件、中学生が31件、高校生が24件です。

(部会長)

はい、ありがとうございます。これは多いのか少ないのかちょっとよく分かりません。あと

居場所について、最初に申しあげましたが、具体的にどのような場所があって使用状況がどの程度なのか、ちょっと教えていただけますか。

(事務局)

地域の居場所ということで市内7カ所、公共施設中心に地区会館であるとか総合センターが地域の居場所としてあります。また、青少年センターのロビーも居場所ということで、日々、主に小学生が多いのですが来られている状況です。各行政区に大体1カ所ずつくらいありますが、市内では大庄地区会館、神崎総合センター、上ノ島総合センター、今北総合センター、水堂総合センター、後は、コープ園田やコープ塚口の協力を得ておりまして、合計7カ所を居場所として設置しております。

(部会長)

ありがとうございました。7カ所で居場所があるということですね。

(事務局)

居場所ってあまり具体的なイメージが湧かないと思いますが、趣旨としては、子どもたちが気軽に立ち寄り、安心できる地域の居場所です。学校の帰りに寄って宿題をやる子もいれば、図書コーナーで本を読んだりとか、あとなかなか家では思い切りゲームができないのでゲームをしている子もいます。青少年センターのロビーでは、パソコンも置いていますので、パソコンでユーチューブを見たりとか、あと会館によっては週1回将棋を教えているところもあるようです。

(部会長)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

(委員)

先日、小田公民館にあそこへ足が向くことがあって、あそこのロビーって横に図書のスペースが広がっていて座る場所があって、座ったりとか寝転んだりとかできるようなスペースがありました。私の個人的なイメージだと、そういう感じでなおかつフロントに大人がいて、なんとなく目が届く環境だと理想的です。地区会館にはあまり足を運んだことはないのですが、子ども自身が落ちつける場所だったらいいなと思います。将棋とかも素敵ですけど。そんなところだったらいいなというのがあります。

(部会長)

ありがとうございます。それぞれ今教えていただいた7カ所のところは、専属スタッフとか青少年とかかわるときのボランティアとかがいらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

それぞれの会館に職員がいます。今後の課題として、支援スタッフが多く活動していただければ理想的だと思っています。今はまだ場所を設定している状況で、ほぼ公の施設関係なので、その職員の目が届くという部分で安全で安心して子どもたちが集ってもらえるような場所ですが、ただ将来的には、おっしゃっていただいたように支援スタッフがその場で一緒になって何かができるような場であればいいなと考えます。

それと、公民館に図書コーナーとかがあると思いますが、まだ図書館の分館的な位置づけとかもあったり、例えば飲食ができたりとか、そういう意味では若干ちょっと違います。ただ趣旨的には、子どもにとって安心で安全な場所という意味としては、同じかなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。

(委員)

居場所づくりということですが、昔は尼崎市6行政区に南北東西に児童館がありました。そこに地域の子どもたちが一生懸命遊んで、いろんなことをして、そこに必ず責任者がおられて、児童館の管理の先生がおられた。それが14年前ぐらいから児童館がなくなりました。それが、今小学校のところにこどもクラブが設置され、従事している先生方が校区ごとに管轄して子どもたちを遊ばせています。

小学校はそれでいいのですが、中学校になるとそれができない。中学になった途端に居場所をどうしたらいいのか分からなくなります。

だから、一番大事な中学生の3年間をもっと守ってあげられるような方法があればいいんじゃないかな。ただ別に今言われたように、公民館とかに行ってもいいのですが、もっと大人が中学生の大事な3年間をしっかりと守ってあげられるような場所があればいいんじゃないかなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。アンケートでも機会があれば参加したいというのが50%を超えていますので、その機会をどうつくるかとか、どう場所をつくるかという課題になっていますね。他都市とか、こんなこともあるよというアイデアがあったらお話ししていただいたらと思います。

(委員)

ちょっとだけ観点ずれますが、前回の第3回の意見整理のところ、貧困の連鎖とか学力の向上とか学習支援という言葉が出てきていますので、それに関連してお話ししたいと思います。ここに書いてあるように、やっぱり貧困の連鎖を断ち切るという観点から、学力の向上は重要というところは、全く賛成します。ただ、それで貧困家庭とかひとり親家庭というのは、やっぱり家庭で生活するのに精いっぱいなので、なかなか子どもの学力とか教育に親がかかわるということでは難しいという実情は皆さんご存じだと思います。神戸市だったら、どの区でも、貧困家庭とかひとり親家庭の子どもの学習支援をということで、家庭教師とか大学生とかが学習支援をしています。それは大体、夕方から夜になるので、給食しか食べるものがないという子には、夜のご飯もボランティアの人が来て用意するというような形で、要するに地域の人がいろんな立場から支えていくことが必要になってくるみたいです。逆に言うと、地域づくりのきっかけになるということが東京のほうで、社会福祉協議会がされているようです。例えば、定年した人が自分たちは英語ができるから英語の家庭教師をする。地域の女性たちが夜食の準備をするというふうに、どんどん学習支援の場が地域の人たちが集まっていく拠点みたいなものに成長してくるということがあります。

だから、特に貧困の連鎖を断ち切るという意味では、その子たちが高校に行き、できれば大学まで進めるような道筋をつくっていく、それを行政も含めて支援していくことが大事だと思います。ただ、難しいのは学費の問題です。学費をどう工面するかは考えないといけないと思いますが、思い切って尼崎も学習支援に力を入れたらどうかと思います。もうされているのかもしれませんが。

場所の問題はちょっと別のことをお話ししますが、今全国的にどの自治体も空き家が増えていきます。だから空き家対策として、例えば持ち主の許可を得て解体したり、そこを利用して改装したり、10年間とか20年間の期限を切ってそういうことをできるような法律もできたはずですので、もし場所がないのであれば、良いところを見つけて改良するという形もとれるのでは

ないか思います。

(部会長)

貴重な示唆をいただきありがとうございます。

私も、大阪で食事やおやつの支援が主ですけども、お寺とタイアップしてお供え物を子どもたちが食べているとか、それから長田区のワッカはバナナとか余ったものをいただいたりとか、子どもたちのおやつを用意して安心していただける場所をつくっているところがあったと思います。今、どのような支援があるかを教えていただけますでしょうか。特に貧困とか学習支援についてです。

(事務局)

貧困対策という部分では、生活保護の受給世帯のお子さんには学習支援事業をNPOに委託をして実施しています。また、こども食堂みたいなものも、尼崎ですと地区で1つ、民間の方の活動がございます。

(部会長)

こども食堂はお金持っていないとだめですか。

(事務局)

そうです。大人が1食300円、子どもが無料です。それは東京で始まったこども食堂というよりは、地域としての交流の場というのにも兼ねています。また、大人の方もいろんな方が来られるので異年齢の交流とか地域での交流場所というところも主眼に置いています。子どもだけを対象にしているということではないのですが、民間の活動で実施しているところも出てきます。

(事務局)

当課の所管ではありませんが、学習支援に関しましては福祉事務所でやっている関係で補足をさせていただきます。もともとは生活保護世帯の子どもを対象に学習支援教室という支援を2カ所で実施しておりました。今年の4月から生活困窮者自立支援法という法律が施行されておりますが、その中の任意事業で学習支援教室という事業があります。それについては、生活保護世帯のお子さんだけでなく、生活困窮者という枠組みはありますけれども、子どもも一緒に入って学習をするという形です。尼崎市はこの現行の2カ所に、この4月以降もう1カ所、計3カ所で実施しております。

(部会長)

はい、ありがとうございます。生活保護世帯だけを対象とせずに3カ所で実施しているということですね。その他、何かお気づきのところでご意見ありませんでしょうか。

(委員)

その対象になる子どもたちというのは、何かお誘いがあるんですか。

(事務局)

子ども学習支援教室に参加をしておられないご家庭なんですけど、生活保護を受けていらっしゃるご家庭に関しましては、尼崎市の場合は小学校4年生から中学3年生の児童を対象としておりまして、ケースワーカーからお声をかけるという形で紹介しております。

生活困窮者に対しては、現在市役所の中に生活困窮者自立相談支援窓口をしごと・くらしサポートセンターに開設しております。そこでは、生活保護を受給されていない方でもご相談を受けています。その中で、お仕事のご相談だけではなく、子どもの分まで手が回らないというようなご相談があった場合に、「もしよければ参加を」ということでご紹介させていただいて

おります。

(部会長)

はい、ありがとうございます。ほかにご意見とかご質問はないでしょうか。

先ほど委員からお話しくださりました内容ですが、児童館がこどもクラブにかわって、しかも参加率も減っているということですか。

(委員)

多分、こどもクラブは人数が増えていますね。対象は少なくないですね。年々やっぱり両親が働いて、結局子どもが家に帰れないので、こどもクラブで5時まで一応利用できる予定にしていただけます。

(事務局)

今、お話が出ておりますこどもクラブでございますけども、今ご紹介いただきましたとおり、各学校に1つずつ設置させていただいております。対象者は小学生ですが、通常の時間帯ですと、午後1時から下校時間の4時もしくは4時半までとさせていただいております。

内容といたしましては、遊びを中心とした安全で豊かな放課後活動という形で、集団活動や異年齢児の遊ぶ体験を通じて、楽しく体と豊かな心を育むことを目的としておるところでございます。

国の制度で申し上げますと、放課後子ども教室という名称で、文部科学省所管の事業になるわけですが、尼崎市は特に近隣の市町村とは違いまして、市内全部の小学校にこどもクラブを設置させていただいております。地域の皆さんのボランティアで成り立っている事業でございます。子ども会の皆さんや将棋連盟の皆さん、あるいは大学フットボールというようなチームの方に来ていただいたり、いろんな事業をボランティアで取り組んでいただいているものでございます。

先ほどもお話しありましたけども、平成14年度までは市内に12の児童館がございました。この児童館は残念ながら今は尼崎市はなくなったわけなのですが、当初、児童館を小学校に全てつくろうというようなコンセプトが1つありましたので、市内42カ所の小学校にこどもクラブができました。特に、このこどもクラブにつきましては児童ホームと違いまして、留守家庭という条件がなくても皆さんがご利用いただけるというような部分で、1年生から6年生まで遊んでいただける形として実施しているところでございます。

スタッフについても、有資格スタッフあるいは資格がない方もいらっしゃいますが、常時3名のスタッフを置きまして、子どもが安心して活動ができるようにということを考えております。活動場所ですが、空き教室をお借りして実施している事業です。また、空き教室にとどまらず運動場なども使わせていただく中で取り組んでおりますが、平成27年5月現在に約6,300人の登録児童数がいらっしゃいますし、たくさんの方のご協力を得ているということでございます。

(部会長)

ありがとうございました。たくさん子どもたちが利用していて、それが学童期が終わって中学生になるとぶつっと切れてしまうというのは、何か行政として課題があるのですか。もちろん中学生になるとクラブ活動に入ったりしますけど、クラブ活動は任意です。小学生まではかなり手厚い支援が行われているけど、中学生になったらどうぞ勝手にやってという感じもあるので、そこはなぜかなと思いました。

(事務局)

児童ホームもこどもクラブも全部小学校の敷地の関係もございます。小学校の学校の敷地内のプレハブの部屋を使わせていただいたり、あるいは空き教室なんかをご提供いただいたりという部分がございます。おのずとそういった状況からは、対象児童がやっぱり小学生、特にそこに通学されている子どもたちというのが多いというのが実情でございまして、中学生が小学校に入ってくるというのは難しいのかなと思います。

(部会長)

こどもクラブOB、OGとか子ども会OB、OGがうまくつながればいいと思います。

(事務局)

子ども会の皆さんに来ていただきますときに、中学生の方が指導者となって入ってこられることはございます。

(委員)

こども会では、3歳から中学校3年生までの子どもが登録していますが、中学生の生徒さんはクラブとかいろんな事情で出てこれないことが多いです。出てくれれば、私らはその子たちをみんなで育てるといっているのですが、やっぱりどうしても、クラブで出てこれない子どもさんがいます。

ただ、その子が高校生になるときに、またリーダーとして戻ってきてくれることもあります。だから、長い目で見させてもらって、どんどんそういう感じで育てていきたいなという気持ちでいます。

(部会長)

ありがとうございます。私は、中学生の実態を知らないところで話しているところもあります。アンケートの中では機会があれば参加したい、イベントもそうだしお祭りもそうだし地域活動も参加したいと出ているんですけども、私たちの知らない中学生というのはありますでしょうか。

(委員)

結局、事務局からありましたように、小学校に中学生が来たら邪魔なんですよ。クラブに8割近い子どもの入部率があって、そして残りの2割の子は何らかの理由で入っていない。何パーセントかの子は居場所がない子なんです。その子たちがどこにおるかという、皆さんご存じでしょうか。休みの日でも、夕方に行けばショッピングセンターの1階でスマホを持ったいろんな学級の子が、いろんな子どもがおるんです。そこへ補導者の方が行って、喫煙であるとかを注意しています。青少年センターの図書室も中学校の子とかがたくさんいますけれど、あそこで宿題や本読んでいる子は本当に問題のない子、スタッフの方とも仲よくしている子です。そうでない子が、行ったときにどう対処してもらえるのかといったら対処してもらえない。だからその子たちが行く場所であれば、ゲームセンターやカラオケボックスとかに入り浸りになる。その子どもたちに対しては、結局地域に迷惑をかけると学校にメールや電話がきて迎えに来いとなる。昔は、子ども会で小学校の子を中学校の子が見たりしていました。そういう地域があったんですけど、今子ども会はどんどん潰れています。社会福祉協議会でも、実際中学生の面倒を見てもらえるか。いい子は見てもらえます。囲碁をしたり将棋をしたり、何かをする子はウェルカムですけども、それ以外の子をどう受けとめてくれるのかなというところが大きな問題です。

だから、居場所のない子は、自転車でうろうろうろうろ、クラブの終わる子を待って、クラブの終わる子と話をしたり、クラブに入っている子でも、クラブが7時に終わった後、それが

ら2時間ぐらい塾に行き、親が帰ってくるまで居場所のない子は、今度またその子たちと合流する。このシルバーウィークには、中学生の姿はほとんど見ませんでした。

先ほど貧困家庭と言われましたけど、本当に貧困なのでしょうか。これは行政もしっかり見てもらいたいなと思います。お金がない、教材が買えないと言う親も必ずスマートフォンです。月々どう払っているのか。家を見れば大きい液晶のテレビです。月に、日曜日や土曜日には家族で外食をする。全ての家庭ではないですけども。そういう家庭もたくさんあるというのも事実です。

猪名川町の教育長と会う機会があって話をしました。猪名川町はここ数年で給食費は無料となっています。小学校と中学校全部です。小さい町ですので、やっぱり子どもに対するお金の考え方が全く違う。尼崎市は兵庫県で3番目か4番目の市であるのに、これだけ中身がしんどいというのは、そこにやはり何か大きなものがあるのかなと思います。

だから、学校では放課後学習をしています。大学生や地域の方に来ていただきます。先生も休み以外は入ります。そんな中で、しんどい子が勉強できるように勉強させるのですが、やはり本当に来ている子はほんの少しです。中学生に対しても、学力保証は本当にしっかりとさせていただきたいと思います。

(部会長)

だから、猪名川町に引っ越す人が増えると思います。

(委員)

そう思いますね。やっぱり小学校6年間、中学校3年間の間、給食が無償になるということは非常に大きいなと思いました。

うちの父親もデイサービスで行くようになったのですけれども、介護保険の関係でデイサービスがびっくりするくらい充実しています。そういう施設はどんどんできているのだけでも、中学生やそういう子に対する支援施設は本当はない。もうちょっとそちらに力を入れていかなければならないのではと思います。高齢者の方、今まで国を支えていただいた人ですから、もちろん大事にせないかんのですけど、そういう矛盾を感じます。

(部会長)

虞犯とか非行とかを踏まえて保護者の方たちはどう考えていらっしゃるのか、どんな活動をされているのかなというのを教えていただきたいです。保護者、PTAにおける取組みとか、いわゆる一般の保護者はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

(委員)

小学校については、先ほど言っておられましたように充実しているので、ほとんど問題ないかなとは感じておりますが、中学生については、やっぱり行動が主体的になると思うので、自分から何をしたいかという目的や目標をしっかり持たないと居場所を失っていくのかなとは感じています。だから、いくら良い居場所をつくったところで、そこに行くのかとなれば、やっぱり自分の行動が伴わなければ一緒かなとちょっと感じます。

だから、中学生に関しては保護者の立場からして、こうしてほしい、ああしてほしいというのはひょっとしたら少ないのかもしれないです。だったら、どのようなアプローチをして自分から行動ができるようにしていくかを指導するほうが早いのかなとちょっと思います。

(部会長)

どこで指導しますか。

(委員)

やっぱり家庭もそうでしょう。学校の力もちろんお借りしながらになると思います。接する時間がその2カ所しかないのかなと思いますので。地域について、小さいころからずっと育ててもらっていると思うので、その地域の力も大切かなとは思いますが。逆に地域に根差した子どもであれば誰々さん知ってるから、そこ行こかとかね。そうなってくれたら、一番地域にとってはありがたい。中学生以上については自分で行動に移してもらう方法が何かないかなとは思いますがね。

（委員）

子どもが小学生のときは、まだ保護者が子どもをしっかり見てくれています。中学生になると、もう自分の子は大丈夫やとなる。親も仕事に出たりして子どもを1人にしてしまう。でも私らの考えは、中学生も子どもなので、やっぱり15歳になるまではしっかりと見ておいてほしいです。朝早く出かけたなら子どもが1人になるので、そこから子どもはもう一回寝るから寝坊したりとか、結局子どもから目を離してしまうから、極論すると素行が悪くなってしまう。でも、そこで地域の方の目があって、しっかりとその子のことを見ていたりしたら一番良いと思います。ただ、私はもうやっぱり言われているように保護者が一番本当にしっかりと見てほしいなと思います。

（部会長）

ありがとうございます。親育てとか親育ちとか、それから子どもたちの自立とか、自ら目的を持ってというようなキーワードをもらいましたけれども、幼児教育からの視点としては何かアドバイスをいただけることがありますでしょうか。

（委員）

最初からずっと出ている居場所に関連づけて考えた場合、恐らく空間や場所としての居場所と、大人にちゃんと見てもらえるといった心理的な居場所があります。小さいときはすぐ1メートル、2メートルという距離感ぐらいかもしれないけど、中学生になると恐らくそれがもうちょっと遠く離れていて、でも時々大人に話を聞いてもらいたいとなります。先ほど中学生になったら親がパートとかに出られるという子がいると、やっぱり子どもとの心の絆がちょっと薄れていく。そして、思春期の子どものもどかしさというのを受けとめてくれる場所がなくなるのです。その中で、目的意識を持っていらっしゃるお子さんは、いろんなところへ出かけていたり、図書館で勉強したりという部分があるので友達ともつながり、地域ともつながるのですが、やはりこの点が希薄で、目的意識を持ちにくいお子さんにとっては、ふらふらとなってしまうのかなと思います。そう考えたときに、最初のほうの話で小学校4年生、5年生ぐらいから自尊心が落ち込むんですよという話がありましたけれども、ご家庭での教育だけではなく、地域で小さい頃から大人が見ているよという仕組みがうまくできないのかなとは思いますが。

また、先ほど話をずっとお聞きしながら思っていたのが、自分たちで作り出していきたい目的意識が強い子だけになるかもしれませんけれども、中学生ぐらいになったら大人から与えられた場所とか仕組みで動いているだけなので、鳥人間コンテストのような自分たちで何かに取り組んでいくことが中学生バージョンで何かできないのかなと思いました。そのような機会があれば、子どもたちが学校の勉強だけではなく自分の力を発揮できる。まちづくりともつながると思います。そういう心の絆をずっと持ち続けるということと、何かイベント的なことになるのかもしれませんが、中学生の子どもたちが自分たちでなし遂げて困難を乗り越えたというものが、中学校の学校生活だけじゃなくて地域の中の生活であればいかなものかな

と感じました。

(部会長)

ありがとうございました。心の絆やイベントに取り組むあたりのところでお話ししていただきました。お話を聞いていたら、姫路市のことを少し思い出しました。特に中学1年生、2年生の子であまり学校に慣れていないときに、通学路にあるお店のおばちゃんの店先に下校時に寄って、猫を飼っていたら猫と遊んだりとか、そういう協力してくれる商店があって、市がちゃんと認めている。補助金とかを出して、帰るときにはいつでも寄っていいよ、話しにきてねと。大人数ではなくて、中学生が3人くらいお店の中にいるというものがありました。このような地域で中学生を守り育てる取組みがあったのを今のお話の中で思い出しました。まちづくりの中でできればいいのかなと思って話しました。

(委員)

恐らく尼崎市の行政の中では、今出たような内容はある程度網羅されていると思います。ただ、それがあるということを全然知らない。広報もしていない。窓口が一本化されないのので、どこに相談に行けばどのような支援を受けることができるのかが分からない。これが一番問題と思っています。一つひとつ、生活支援にしても学習支援にしても探せばあるのですが、内容的には今出たことに対して全部回答して下さるし、あるにはあるのです。こども110番みたいなものがあるのです。「何かあったときに飛び込んでもいいよ」というおうちはずどこでもあって、そのような支援システムは、もどかしいほど使えていないというのが一番の問題です。

(部会長)

そうですね。

(委員)

それと、先ほどからの貧困家庭の話ですが、やっぱり貧困家庭となるのに貧困家庭になる理由があると思います。貧困なのに大きい液晶テレビがあるとかも事実ですけれども、例えば生活保護で、保育園の遠足があったらみんなコンビニのお弁当や100円のおにぎり買っていくのです。何でそんなことするのかと思います。お米を買ってご飯炊き、おにぎりをつくれれば済むことなのに、何て無駄なお金の使い方をするのかと外来の方の話を聞くとと思います。やっぱり親が悪いといえば悪いし、親に知恵がないから子どもの知恵を育ててあげられない。だから貧困の連鎖が続くので、それを断ち切るための方策って本当にあるのかなと思ったりはします。

(部会長)

尼崎学園で養護されている子の家庭も、全く料理ができずに全て買ったもので、洗濯もあまりせず、そういう生活の自立ができていない親が子育てをしているというのがありますよね。そのような親の教育を、親育てをどうするかということですね。

最初に小野市のいじめ等防止条例をヒントに出させていただいた中には、ここのやり方は、例えば暴力事件やいじめ、DVがあったというときに、全ての関係部署がすぐに集まってカンファレンスを行い、つなぎ先がすぐできる体制が整っているのです。小さいまちだからできると思いますが、保健師も教育委員会も一緒に入って会議をし、事例が起きた場合の対処がスムーズで問題が大きくなる。そんなことが小野市の場合にはよく見聞きします。尼崎市は大きなまちですし、なかなか融通がききにくいのかもかもしれません。行政の横のつながりが難しいのかなと思ったり、それが行政なんだとなればそうでしょう。仕方がないのかも分かりませんけ

れども、少なくとも乳幼児から青年期にかけては、どこ一つの組織が責任を持ってちゃんと見るよというのがあったら、すごく子どもたちにとって幸せな育ちになるのではないかなと思ったりもするのです。なかなかそれは難しいですよ。

（委員）

でも、それが大事ですからね。日本の場合は誰が18歳まで責任を持つかということが決まっていな。多分イギリスやスウェーデン、デンマークもそうですけれども、ソーシャルワーカーが地区毎の担当制になっています。だからソーシャルワーカーがメインの担当で、その家庭に必要な人材にずっとつないでいくという仕組みになっています。特に、イギリスはなぜそういう仕組みになったかということ、虐待による死亡という象徴的なものがある、何度もいろんな専門職とか行政との接点があったのに、なぜ死んでしまったのかということ徹底的に検証して、誰が責任を持つかという仕組みを3回作り直しています。日本の場合、責任がどこにあるかがまだはっきりしていません。何度も繰り返しますが、18歳までどこかが責任を持つ仕組みというのは必要だと思います。しかし、なかなか難しい。おとし、文科省の全国大会の家庭教育でその提案はしているのです。また時間があたら資料をご提供します。

（部会長）

子どもとか親にとってのワンストップサービスというか、そこに行けば全てが大体つないでくれますというのがあれば、すごく幸せだなと思いますね。

（委員）

少し視点がずれてしまうかもしれませんが、おっしゃるとおりで、そんな状況の中で、どの世代でも関係性が希薄になっています。先ほどの非行の問題であっても、多分非行率というのは下がっていたと思います。ただ、やんちゃな子も減っているものの、うろうろしているわけですので、居場所という環境を求めているわけ。そのときに、どこが責任とるかということなかなか定義は難しいんですが、いろんな関係機関をつなぐときに相手の領域に踏み込まないとなかなかつながっていかない。しかし、踏み込み過ぎると相手との関係に軋轢を生みます。例えば、臨床心理士が患者をドクターにつなぐときには、「このドクターはこういうことをしていて、ここにいらっしゃる」というような、一歩踏み込んだ紹介の仕方をして、今ある機関を有機的に活用することが必要だと思いますね。まず、今できることは、それぞれの機関が実際のところ何をしているのかを把握することがつなぐときの第一歩だと思います。

（部会長）

ありがとうございます。貴重な意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。

それでは、資料2をお願いします。骨子案でございますけれども、ここもメインとして検討したいと思っていますので、資料2についての説明を事務局からお願いします。

資料2に基づき、説明

（部会長）

はい、ご説明ありがとうございました。

これまでの部会で説明のあった骨格案策定の手順とか、策定に当たったのポイントについて共通認識していただくというところで、これらの資料をつくっていただきました。まずは尼崎市の現状と課題を抽出して、新たな次世代行動計画の骨子案としてこのマトリックスを使いながら教えていただきたいと思いますけれども、大体流れをつかんでいただけたでしょうか。

この中身について、どこからでも結構ですからお気づきになったところとか、ご意見をいただければうれしいです。どこでも結構です。

骨格としてはこのような枠組みですが、内容に関していかがでしょうか。

例えばですね、一番後ろの新たな尼崎市（骨格案）というのがありまして、目標1の（1）の 妊産婦・子どもへの健康づくり支援でしたら、不妊とか保育に関するところは含まれているのでしょうか。

（事務局）

不妊治療と保育、それも含まれた形になります。

（部会長）

それは、ぶら下がっているほうに詳しく書いてあるのでしょうか。

（事務局）

1つの項目としては、不妊治療という項目としては挙げていないですね。

（部会長）

というような質問をしていただけたらと思います。

（委員）

大体のところはよく分かるのですが、先ほどから話がでている親育てという視点、子育て支援というのが前提に出るんですけど、もちろん子どもが主体ではあるものの、子どもがちゃんと育つための親育てという言葉はやはり入れていただいたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。親をどう支援するのかはとても難しいし、この中で具体的な内容がもちろん入っているのですが、文言として前面に出るようにしていただけたらなと思いました。

（部会長）

はい、ありがとうございます。子育て支援は親支援だというポリシーも含めて、その文言を提示してほしいというところですね。ありがとうございます。

あと、子ども・子育て支援事業計画と合わせて2つの計画になるわけですが、特にこのあたりで何かございますか。子ども・子育て支援事業計画の積み残しとかがあったらと思うのですが。

（委員）

ちょっとお話しいただいたところで思いつくことがありませんが、先ほどの骨格案のことで、子育ての負担軽減のための支援というところに、家庭の子育て力向上のための支援と、子育てと仕事の調和の実現に向けた支援というのがありまして、第1の家庭の子育て力向上のための支援が先ほど言われた親育てにも関連するので、親を支援しましょうという視点が必要なのかなと、今伺っていて思いました。

（部会長）

ここに入れたらいいというのですか。

（委員）

はい。それにしても55事業にならないなと思いました。新たにされる事業ではなくこれまでも続けてきた事業なんだろうと思いますが、どのような効果があったのか、なかったのかというところで確認できないと、次に進めない感じもします。55事業もあるのに、これだけの意見がまた出ているというのは、やっぱり足りないんだろうなと思います。

子育ての負担感軽減のための支援ということですが、家庭の子育て力向上だったり、仕事と子育ての調和という表現は確かに負担感の軽減だと思います。ただ、その負担感そのものを軽減するような見出しがないというか、「頑張れ、頑張れ」って言われているようで、私はちょっとつらくなるなと思いながらこの部分を読んでいました。目標1のところも大きく反対では

ありませんが、子育てを楽しむ家庭環境づくりというところも、先ほどのお話からすると、実態と目標とされていることの乖離が大きい。それをうまく意見として建設的に言えないので大変申し訳ないのですが、もう少し今の子育て家庭に寄り添ったような文言にできないかなというところを考えておりました。

あと、先ほどのところで言い残したこと、いいですか。子育て支援に関する事業を尼崎市に限らず、いろんな市町村で計上されていて素晴らしいと思いますが、やっぱり今までの話を伺っているとマネジメントができていないというか、ミクロもメゾもマクロも全部、そこが縦でも横でもうまくいっていない。計画をつくる一方で、ソーシャルワークをどうすれば実際につないでいけるのかという具体的な模索についてもどこかで考えていかないと、結局は計画自体が実生活と乖離したものになっていくと思います。

(部会長)

ご意見のところでは、ロスを少なくするためにも、つなぐとかネットワークをつくるというのが支援の中では大きな位置を占めるということですね。

(委員)

それでいくと、先ほど踏み込んでというところでもありましたけれども、具体的なことで言えばですね、これはちょっと計画の話ではありませんが、担当者をこころろ変えないというだけでもね。

(部会長)

スペシャリストになりかかっているというところで、また次のところに異動になるということですね。

(委員)

はい。そういう具体的なところまで落とし込んで、本当考えていかないと、実際の生活のところとかは、いくらきれいに計画をつくっても難しいなと思います。

(部会長)

ありがとうございました。例えば、目標1の子育てを楽しむ家庭環境づくり、子育ての負担感軽減のための支援というの表現が現状と乖離があるのではというご意見をいただきました。

(事務局)

今回お示しをいたしました骨格(案)の文言ですが、これはあくまでも案です。今のご意見で、例えば審議の中に今後の方針を打ち出していく際、こういう言葉のほうが伝わりやすいんじゃないかとか、こういう言葉だとちょっとニュアンスが変わってしまうんじゃないかとかという、そういう部分でご意見をいただきたいと思います。

先ほど、(委員)からございました例えば家庭の子育て力向上のための支援で55事業ありますという部分ですが、尼崎市総合計画での施策は20ありまして、その1つの施策ごとに展開方向が基本的には3つずつ、中に一部2つしかなかったりするものもあるので全部で56あります。この体系に基本的には沿った形で、子ども・子育ての視点から関連が深いであろうというものをここで整理して対応させているような形になっております

その中で、尼崎市総合計画における、子ども・子育て支援というのが4番目にあります。左のページの上から4つ目ですが、これが総合計画上で示している施策の子ども・子育て支援です。展開方向としては4-1、4-2、4-3と3つ展開方向があります。この展開方向が家庭における子育て力を高めるといことと、子どもの主体的な学びや行動を支えるといことと、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えるという展開方向で、主に家庭の子育て

力に関することでしたら、4 - 1 が対応しているということになっています。

では、家庭の子育て力を高めるということで、この総合計画上にどんな事業がぶら下がっているのかです。55事業もありますが、かなり多岐にわたっております。給付関係などの経済的な支援、例えば児童手当とか児童扶養手当だとかの事業もありますし、保育所の施設型給付事業というのも該当します。これは総合計画のときの分け方で家庭の子育て力を向上という支援としてどんな事業が入るかということで、ファミリーサポートセンター事業といった在宅支援の事業、また経済的な支援として児童手当とか児童扶養手当だとかということ、それから保育サービスに関するもの、これも保育サービスを充実させることで家庭の子育て力の負担を軽減させているとか、家庭の子育て力を高めるという観点でここに入っています。かなり多岐にわたっているということになります。逆に言うと、少し焦点がぼやけているように見えてしまうというご意見もあるかもしれません。

そういったところを踏まえて、こういう表現がいいんじゃないかとか、こういうふうな表現になおしたほうがというのをいただければと思います。

(部会長)

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ないですか。

(委員)

先ほどお話しいただいた保育のことなんですけれども、ちょっと論点がずれてしまうかもしれないんですが、不安感というか負担感をすごく感じます。私の実感としては、尼崎市の保育料ってすごく高いなと感じています。新制度における公定価格が上がらないことには保育士さんの勤務環境の改善というのは難しいと思います。公定価格自体が保育料を値上げしないと難しいシステムですよ。

(事務局)

公定価格は国が示す価格です。

(委員)

それに即した形で、今の尼崎市の決まった金額があるじゃないですか。それをやっぱり保育園に入るお金を直接私たちが支払うわけではないので内容としては難しいんですけど、私たちが支払う保育料を上げずに、園におりてくる補助金を増額するといった検討は、それ自体は難しいのかなと思います。昨年度も保育料に関するパブリックコメントでいろいろ意見が上がったから、D4階層当たりを細分化されたと思います。しかし、それだけではちょっと足りない。全体として尼崎市の保育料自体がちょっと高いように思います。全国区で調べたときも日本全国でもかなり高いほうなんです。1位、2位ぐらいの保育料を払わないとやっていけないとか、保護者としてはすごく負担感が大きいなと感じますので、何をしに働いているのかとそこにつながってくる。せっかく働いているのに、保育料にほぼ持っていかれてとなると、生活をする上で精いっぱいになってしまいます。やっぱり、そこのお金の面というのは、すごく大きいと実感としてあります。もう一つ、途中で児童ホームとこどもクラブの話があって、こどもクラブでもいろんな取り組みをしていただいている、うちの子も上の子がこどもクラブ、下の子が児童ホームに行っているんですけど、週末の科学実験みたいなのに楽しんで行かせていただいたりとかしています。子どもの姿とか話していることを通じて実感しているのは、やっぱり児童ホームに比べるとこどもクラブは、先生方のかかわりがちょっと薄くて専門性に欠けるかなと実感しております。児童ホームだと宿題をする時間というのが設けられています。その時間が終わったら自由に外へ出てドッジボールするなり、部屋で遊ぶなり好きなことして

遊ぼうねという感じなんですけれど、そういった時間は、こどもクラブだと来る時間、帰る時間がまちまちなので難しいのか、特に設けていただいていないように子どもからは聞いています。今の児童ホームに比べると、遊ぶのも年齢幅がちょっと広いので、上級生に意地悪されたとかちらほら聞いて、自分らで何とかしようみたいな感じで聞いているんですけど、先生方のかかわり方というのも、本人たちから順番に話を聞いたりとかを多分していない感じなので、預けている側としては少々心配かなと感じています。

(部会長)

はい、ありがとうございます。その疑問とか思っただけのところについて、担当課でも回答をいただけますか。

(事務局)

保育料に関しましては、新制度施行に際し、審議会でも利用者負担検討部会も設け、いただいた答申に基づいて決めさせていただきました。全国的には利用者負担を附属機関に諮問をしたりしている自治体は尼崎市ぐらいだったと記憶しています。

公定価格というお話もございましたけれども、公費負担額と利用者が受益者として負担する部分を足して公定価格という形になります。本市におきましては、3歳未満のお子さんの保育料の考え方として、国の基準よりも9割に抑えて、さらに一定所得層より下回る低所得者層の方々にさらに負担を軽くしています。常に市の公費負担として、その当時の試算で年間3億8,000万円ぐらいは既に公費を投入しております。それも含めて新たに利用者負担を考えたときに、それとは別に、併せて本市のかねてからの税額の幅が広すぎるといふ懸案事項がありましたのでD4階層、D5階層それぞれを2つに割るといふ設定をした保育料になっております。

そのことで、さらに公費負担は一定増額となりました。本市の財政状況は厳しい状況にあるというのは、折に触れてお話をさせていただく中で、それでも必要なところに対しては何かやりくりして設定をさせていただいたところでございます。そのことを部会でもご審議をいただき、最終答申にも盛り込む形でスタートさせていただきました。確かに、全市町村を比較すると、それぞれの市町村が独自の考え方で利用者負担額を設定をしているものですから、国の示す基準額どおりになっているところというのは多分ないと思います。それぞれ市の実情とか財政状況とか総合的に勘案して、階層を設定したり金額の低減率を設定しているので、同じ所得層の方でも市町村によって、保育料が違うというのは事実としてあります。本市も他市と比べて金額が高い層もあれば、わずかながら他市よりも低いところもあって、全ての階層でどの自治体よりも高いということではありません。今はこの形で利用者負担額を設定し、スタートさせていただいております。ご不満の部分もあるかもしれませんが、ご理解をいただければ大変ありがたいなというところでございます。

(事務局)

今おっしゃられたとおり、児童ホームにつきましては児童福祉法に基づき、留守家庭と言われる方を対象にさせていただいている事業でございます。当然のことながら、留守家庭でございますので子どもが帰っても家にお父さん、お母さんがおられない家庭を対象です。児童ホームにつきましては集団生活のルールや社会性の育成、あるいは昼食、おやつ、学習時間の確保といったような内容を充実したような形で提供させていただいている部分でございます。

当然のことながら、保育所と同様、児童育成料として、基本月額1万円負担していただいております。なお、金額の減免という部分もあるわけなんですけれども、そういった部分で児童ホームは、こどもクラブと比べますとかなりサービスが良いと思います。対象者が留守家庭児

童である点を考えますれば、当然のことながら、それだけのサービスを受けておるところです。

それから、児童ホームには最低基準の40人の支援の単位といった定員枠を設けておりますし、あるいは有資格の嘱託職員を何人以上配置しなさいとか、あるいは1人当たり何平米以上の専用面積を確保しなさいといった決まりがあるので、高いレベルを確保する必要がありますから、児童ホームがこどもクラブに比べますとお金はかかってくる部分です。そういった部分から、提供を受けられる保護者の皆さんは大分差があるのかなと考えられるのもやむを得ない。その点を十分把握していただく中でご活用いただきたいなと思っております。

(委員)

保育料を低く設定できるように尼崎市として県や国に要請できればいいのかなと思います。保育を要している家庭が保育所等に入れる、入れないと結果が違うということは、なるべくないようにしていただけたらいいなと思います。

(部会長)

はい、ありがとうございます。まだ待機児童がかなり多いところですので、待機児童の問題も含めて課題がたくさんあると思います。骨格案はある程度フレームが決まっているので、なかなか具体的なご意見がいただけなかったかも分かりません。第3回、第4回とかなり深いご意見をいただきましたので、それをもとに中間答申案としてたたき台を作成し、それを部会でまた審議したいと思います。そして、中間答申案としてまとめたものを審議会の全体会議で提示するということになります。どうぞよろしくお願いします。

2 その他

次回の日程等の事務連絡

閉会

以 上